

令和6年 第10回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和6年7月22日（月） 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長，大森委員，檜山委員，小野委員，亀山委員
- 4 説明員 梓澤教育次長，小栗学校教育担当次長，鈴木総務担当主幹，
渡辺教育企画課長，加藤学校管理課長，川島学校教育課長，
山口学校健康課長，塚田生涯学習課長，市原教育センター副所長
- 5 書記 上野総務担当副主幹，野澤係長，谷田部係長，福田総括，増山主事
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第26号 令和7年度宇都宮市教育委員会組織・定員の方針について
議案第27号 宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部改正
 - (2) 協議事項
協議第2号 指定管理候補者の案について
 - (3) 報告事項
報告第36号 令和6年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について
報告第37号 育英事業における収納対策について
報告第38号 教育行政相談の内容と対応について
 - (4) その他
 - ① 第38回宇都宮マラソン大会の開催について

8 議事の内容

教育長	ただいまから、第10回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、檜山委員、小野委員にお願いします。 次に、第9回の会議録についてご意見などあるか。 (意見などなし)
教育長	このとおり承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	会議録を承認する。 それでは、第9回会議録は、大森委員、檜山委員にお願いします。 (会議録に署名)
教育長	議案第26号、協議第2号については「意思形成過程にあるもの」、報告第38号は「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成)
教育長	全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	それでは、審議事項に入る。 議案第27号「宇都宮市教育センター条例 施行規則等の一部改正」について、説明願う。
教育企画課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	教育施設における無断撮影・録音・録画・放送等の禁止の例外事項として「教育長が認めるものを除く。」とあるが、内規を作成して、公表する予定はあるか。
教育企画課長	市長事務部局においても、同じように「市長が認めるものを除く」対応をしている。認めるものについては、ガイドラインを作成して、周知できるようにしていきたい。教育施設においても、市長事務部局のガイドラインを踏まえてガイドラインを作成し、対応できるようにしていく。また、来庁者についての周知は、すでに本庁舎内で撮影禁止事項の表示をしており、学校施設においても入口付近に表示をしていきたい。
小野委員	教育委員会では職員の無断撮影の事例はなく、市長事務部局では無断撮影行為の事例があったため、ガイドライン等含めた対応をしているのか。

教育企画課長	本庁舎や市長事務部局においては職員アンケートをとっている。アンケート以外でも、SNS 等に掲載をされたという事例がある。今回、カスタマーハラスメントの規制をかけるにあたり、各教育機関に確認をしたところ、現時点まで無断撮影行為の確認はされていない。
小野委員	本庁舎と教育機関では、無断撮影行為者が一般の方という共通点はあると思うが、学校等においては保護者や教員等の属性が限られた人であるため、規定が同じでよいのか。変えたほうが良いとも思うが、まずは規制をはじめて、適宜状況に合わせて運用していったほしい。
教育企画課長	規定そのものが、カスタマーハラスメント対策である。学校におけるこれまでの保護者による撮影行為はこれまで禁止しておらず、引き続き認めるという対応をする。このような内容も、ガイドラインに記載する。
教育長	それでは、議案第 27 号を決定してよろしいか。 (全員了承)
教育長	それでは、報告事項に入る。 報告第 36 号「令和 6 年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について」、説明願う。
教育企画課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
大森委員	現在貸付額が 2 万円であるが、いつから 2 万円であるのか。
教育企画課長	制度設立当初（平成 28 年度）から貸付額が 2 万円である。
大森委員	物価も上がっており、月 2 万円で足りるのかどうか。もう少し上げて良いのではないかと。また、奨学金の種類によって貸付額を選べるものもあるため、こういった点も含めて発言させていただいた。
教育企画課長	本市において返還免除型以外にも通常の貸付型の奨学金もある。通常の貸付型の奨学金は、大学生で市外居住の場合、月額 4 万 5 0 0 0 円という奨学制度がある。そのため、通常の貸付型の奨学金をメインで利用していただきながら、本市に戻ってくる意向のある学生は返還免除型育英修学資金貸付制度を併用できるため、追加で 2 万円援助をうけるという方法もある。また、そこまで金額がいらないという学生もいるため、返還免除型と通常の貸付型の奨学金を併用している学生の割合は、約 3 割前後である。したがって、必要な金額に応じ

	てそれぞれの制度を選択し利用されているものと考えている。2万円という額面については、おっしゃる通り近年物価が上昇していることや、学費も上昇していることを踏まえ、貸付型の奨学金の金額の見直しを現在行っている。令和7年度に入学する学生から対象にできるよう制度の見直しを進めているところである。
小野委員	免除の条件を満たさない学生の割合はどの程度いるのか。また、条件を満たさなかった学生からは返済がされているのか。
教育企画課長	免除の条件を満たした学生は、制度開始以来、昨年度初めて2名出た状況である。学校を中退しているため条件を満たさなかった方については、現在返還中である。また、現在のところ、学校卒業後本市に居住し、5年間居住のカウントが始まった方は全体の6割であり、4割の方が条件を満たさないため、返還中である。返還中の方の滞納状況については、具体的に把握をしていないが、通常の貸付型の奨学金よりは滞納者は少ないと感じている。
小野委員	5年間継続して宇都宮市内に居住した後、免除申請はするのか。また、免除申請が終わったあとに、通知等は送付するのか。
教育企画課長	5年間継続して宇都宮市内に居住することが満了するということがわかった時点で、申請をしていただき、免除の決定をしている。
亀山委員	免除条件の5年間継続して宇都宮市内に住居して、免除された後すぐに他県に移住をしてしまう人はいるのかどうか。
教育企画課長	免除を決定した時点で、免除された方のその後の経過報告は受けていない。そのため、免除された後すぐに他県等に移住してしまう方がいるのかどうかは把握していない。5年間という期間の設定については、本市の人口移動のなかで20代後半の転出が多く、転出しやすい傾向のある年代を本市で過ごしていただき、その後も継続して住んでいただきたいという目的で設定をしている。
教育長	それでは、報告第36号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第36号を承認する。
教育長	報告第37号「育英事業における収納対策について」、説明願う。
教育企画課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。

大森委員	滞納者で連絡がつかなくなった人はいるのかどうか。また、いるのであれば人数を知りたい。また、滞納期間の長い人がいるのかどうかを知りたい。
教育企画課長	連絡が全くつかなくなった滞納者は現時点ではない。滞納者のうち、長期で滞納している人はおり、滞納期間が10年以上の方は、現時点で11人いる。10年以上滞納している人の数自体は年々減少しているものの、固定化しているという現状であり、長期滞納者への対応については、今後検討していきたい。
小野委員	10年以上の滞納であると、時効の管理が重要となってくるが、訴訟提起の予定はあるのか。
教育企画課長	時効の管理について、滞納者は放置することなく対応していきたい。また、法的措置をとることについて、本市では税金等では法的措置をとっているが、貸付については、現状は債権回収業者に委託をしているが、今後法的措置まで踏み込むかどうかは全庁的な検討としていきたい。
小野委員	滞納者が自己破産をしたら、滞納者の累計から外れるのか。
教育企画課長	財産調査は年に1～2件報告があるため、財産整理があった場合にはそれに応じた対応をとっていきたい。
亀山委員	債権回収業者が滞納者の自宅を訪問したときに、現金回収はあるのか。
教育企画課長	債権回収業者の納付指導によって、現金で預かるということではなく、口座に納めるようにとの指示をしているため、現金の取り扱いはない。
檜山委員	新規で実施する納付書について、「スマートフォン決済の案内チラシを同封し」とあるが、現物を見たい。
教育企画課長	案内チラシをお渡しする。
教育長	それでは、報告第37号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第37号を承認する。
教育長	次に、「その他(1)」になるが、資料については後ほどご覧いただきたい。
教育長	【公開できる案件の終了】 これからの議案については、非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお

願います。

【傍聴者の退席，非公開審議の開始】

- 議案第 26 号 令和 7 年度宇都宮市教育委員会 組織・定員の方針について
⇒決定
- 協議第 2 号 指定管理候補者の案について
⇒承認
- 報告第 38 号 教育行政相談の内容と対応について
⇒承認

【非公開審議の終了】

教育長 現時点において，皆様からご意見などあるか。
(特になし)

教育長 次に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

- 予定について
このあと，自由討議を行い，休憩をはさんで，自由討議の事前説明，委員 de サロンを行う。
- 今後の会議等の日程について
 - ・ 7 月 29 日（月） 午前 8 時 45 分～ 臨時会
 - ・ 8 月 19 日（月） 午前 9 時 30 分～ 臨時会
 - ・ 8 月 23 日（金） 午後 15 時 00 分～ 定例会

教育長

以上をもって，本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 14 時 59 分

署名委員

署名委員
